

●届出の必要な建築行為等

種別	地域	一般地域 (※景観形成地区及び風景形成地域以外の全市域)	
		近隣商業地域 商業地域	近隣商業地域及び商業地域を除く 市街化区域並びに市街化調整区域
建築物	①新築 ⑤大規模な修繕 ②増築 ⑥大規模な模様替 ③改築 ⑦外観の過半にわたる色彩の変更 ④移転	高さが15mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	高さが10mを超え、又は建築面積が500㎡を超えるもの
指定工作物	①新築 ⑤大規模な修繕 ②増築 ⑥大規模な模様替 ③改築 ⑦外観の過半にわたる色彩の変更 ④移転	高さが10m(当該指定工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあっては、合計の高さが10m)を超えるもの ※屋外広告物条例による許可又は届出を必要とするものを除く。	
特別工作物 ・高架道路・高架鉄道 ・横断歩道橋・こ線橋 ・橋りょう	①新設 ②改築 ③外観の過半にわたる色彩の変更	地上からの高さが5mを超え、又はその延長が30mを超えるもの	
道路	①新設 ②改築 ③外観の過半にわたる色彩の変更	幅員が16m以上のもの	
適用除外	1.大規模建築物等の増築、改築のうち、建築面積が100㎡未満の行為 2.工業専用地域における大規模建築物等の新築等で、用途地域界から300mを超える位置での行為かつ高さが15mを超えない行為		

！届出の時期

- (1) 確認申請書の提出又は計画通知の日の10日前まで
- (2) 確認申請書の提出又は計画通知を必要としないものは、届出を要する行為に着手する日の10日前まで

●届出図書

- (1) 大規模建築物等行為(変更)届出書(正副各1通)
- (2) 添付図書(14ページに記載しています。)

●行為の完了・中止

届出に係る行為を完了又は中止したときは、大規模建築物等行為完了・中止通知書を提出して下さい。なお、完成・中止時のカラー写真を添付して下さい。

協議の必要な大規模建築物等

●協議の必要な建築行為等

種別	地域	一般地域 (※景観形成地区及び風景形成地域以外の全市域)	
		都心部	都心部以外の地域
建築物	①新築 ⑤大規模な修繕 ②増築 ⑥大規模な模様替 ③改築 ⑦外観の過半にわたる色彩の変更 ④移転	高さが60mを超え、又は延べ面積が30,000㎡を超えるもの	高さが31mを超え、又は延べ面積が15,000㎡を超えるもの
指定工作物	①新設 ⑤大規模な修繕 ②増築 ⑥大規模な模様替 ③改築 ⑦外観の過半にわたる色彩の変更 ④移転	高さが60m(当該指定工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあっては、その高さが40mを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が60m)を超えるもの	高さが31m(当該指定工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあっては、その高さが20mを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が31m)を超えるもの

※都心部とは、近隣商業地域及び商業地域で延べ面積の敷地面積に対する割合の限度が10分の40以上である地域

！協議の時期

特に大きな大規模建築物等については、景観に及ぼす影響が多いため、あらかじめ協議が必要です。なお、景観に及ぼす影響調査や予測を求める場合がありますので、計画が決まってから、できるだけ早い段階からの協議をお願いします。